

最低生活の保障に関する課題、生活保護制度を取り巻く他制度との関係、生活保護施行事務の指導監査について

— 目 次 —

	頁
I 最低生活の保障に関する課題	1
1 生活保護基準の在り方	1
2 年金担保貸付制度との関係	6
3 医療扶助・介護扶助の在り方	8
4 住宅扶助の在り方	13
II 生活保護制度を取り巻く他制度との関係	20
1 年金制度との関係	20
2 生活保護を受けずに済むための総合的な政策の推進	23
3 景気・雇用対策など国による総合的な政策の推進	30
4 精神保健福祉施策との関係	32
III 生活保護施行事務の指導監査について	34

I 最低生活の保障に関する課題

1 生活保護基準の在り方

①生活保護基準の考え方

(1) 現行の最低生活保障水準の考え方

- 生活保護制度は、国民の最低限度の生活保障を目的。
- 生活保護基準は、生命維持に必要な絶対的な基準ではなく、一般国民生活の消費水準との比較における相対的な基準として設定。
- 生活保護基準の検証に際しては、全国消費実態調査（総務省）など客観的統計資料を基にした分析が不可欠。

（参考）

生活扶助基準の改定方式の変遷

①マーケットバスケット方式（昭和23年～35年）

最低生活に必要な飲食物費や衣類など個々の品目を積み上げて算出

②エンゲル方式（昭和36年～39年）

栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げ、低所得世帯のエンゲル係数から逆算し算出

③格差縮小方式（昭和40年～58年）

一般国民との格差を縮小するため、一般国民の消費水準の伸び率以上に引き上げ

④水準均衡方式（昭和59年～現在）

生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なものとされていることから、当該年度に想定される一般国民の消費動向等を踏まえ改定

(2) 生活保護基準における級地制度について

- 地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映。
- 全国の市(区)町村を6区分(3級地6区分)に分類し、各区分間に4.5%の格差を設定。

※地域の単位を市(区)町村としている理由：地域の消費水準を測定するために必要なデータを把握する際、各種統計資料等の把握可能な最小単位であること及び制度の円滑な実施を図るため地方行政組織の最小単位とすることが適当である。

- 地域間の格差は全国消費実態調査、全国物価統計調査等を基に地域別の消費実態等について総合的に分析し設定。

現行の格差(昭和62年度～)は、従前の3区分・格差9%を細分化し6区分とともに
4.5%格差としたもの。(激変緩和のため平成4年度まで6年間では正)

[参考] 級地別市町村数(平成17年4月1日現在)

総 数	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
2,418	80	50	123	82	654	1,429

(3) 社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会における検証

社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会において、一般低所得世帯の消費支出との比較により生活保護基準の妥当性を検証

〔全国消費実態調査・家計調査等を基に一般低所得世帯の収入階級別消費支出と被保護世帯の生活扶助基準額について、世帯人員別、個人的費用・世帯共通的費用別、高齢者や母子世帯についての特別な需要など関し詳細な比較検討。〕

○全国消費実態調査等に基づく検証・評価結果

「生活扶助基準について低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当。」

「現行級地制度については現在の一般世帯の生活扶助相当消費支出額をみると、地域差が縮小する傾向が認められたところである。このため、市町村合併の動向にも配慮しつつ、さらに今後詳細なデータによる検証を行った上、級地制度全般について見直しを検討することが必要。」

(専門委員会報告書抜粋)

○今後の定期的検証

「今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度の頻度で検証を行う必要がある。」

「また、これらの検証に際しては、地域別、世帯類型別等に分けるとともに、調査方法及び手法についても専門家の知見を踏まえることが妥当。」

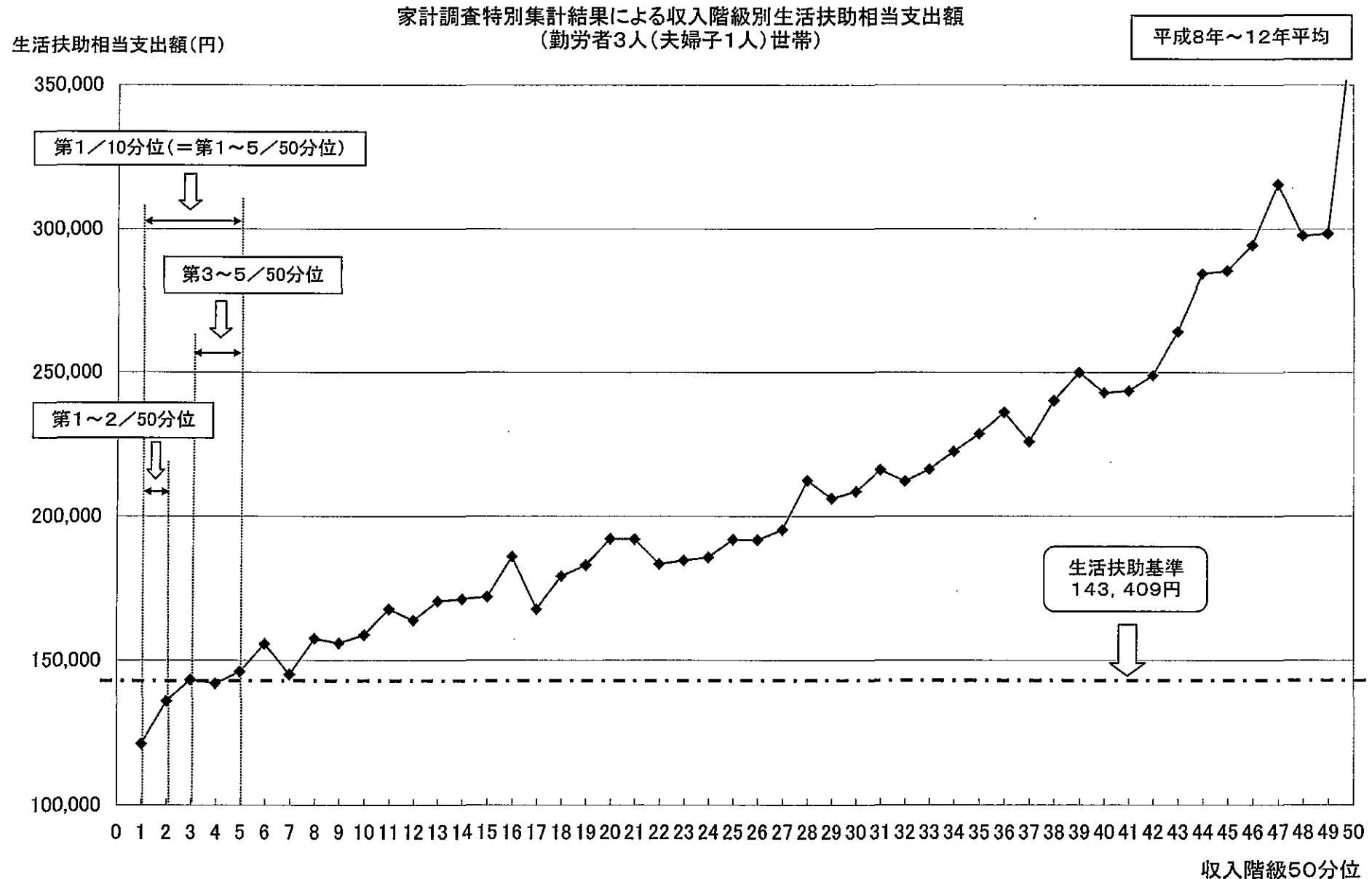
(専門委員会報告書抜粋)

○審議会における検証結果の生活保護基準への反映

- ・老齢加算の段階的廃止 (平成16年度～平成18年度)
- ・母子加算の子の年齢要件の見直し(平成17年度～平成19年度)
- ・多人数世帯の基準適正化 (平成17年度～平成19年度)
- ・若年層の年齢区分設定の見直し (平成17年度) 等

級地の指定など地域における生活保護基準設定に関し、地方自治体の裁量・責任の在り方についてどう考えるか。

(参 考)



②生活保護基準と就労へのインセンティブの関係

勤労収入の一部を手元に残す仕組み（勤労控除）

（1）勤労控除の趣旨

① 勤労に伴う必要経費を補填

勤労収入を得るために、勤労に伴う被服費や知識・教養の向上等のための経費が必要となることから、勤労収入のうちの一定額を控除。

② 勤労意欲の増進・自立助長

（2）勤労控除の種類

① 基礎控除 [上限額 月額 33,190円（1級地）・収入額8,000円までは全額控除]

- 勤労に伴って必要となる経常的な経費を控除。
- 控除額は、勤労収入に比例して増加させる方式（収入金額比例方式）を採用。

② その他の控除

・新規就労控除 [月額 10,400円（各級地共通）]

・未成年者控除 [月額 11,600円（各級地共通）]

・特別控除 [年額 150,900円以内（1級地）] ※1 この他に必要経費として、通勤費や社会保険料などを控除。※2 基準額は平成17年度

（参考）

世帯類型別にみた平均勤労控除額（平成15年）

	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯
勤労控除適用世帯の平均月額(円)	22,878	14,712	25,279	20,819	26,186
稼働世帯率	12.1%	3.9%	48.2%	8.1%	35.3%

資料) 勤労控除額：平成15年被保護者全国一斉調査（個別）

稼働世帯率：平成15年度福祉行政報告例

（3）専門委員会報告書における記述

「生活扶助基準の検証に当たっては、平均的に見れば、勤労基礎控除も含めた生活扶助基準額が一般低所得世帯の消費における生活扶助相当額よりも高くなっていること…も考慮する必要がある。」

2 年金担保貸付制度との関係

(1) 年金担保貸付制度の概要

年金担保貸付制度は、年金受給者に対して、年金受給権を担保として、不意の事情により必要が生じた生業資金等の小口の資金の貸付を行うもの。(昭和50年度に旧年金福祉事業団が開始し、現在は独立行政法人福祉医療機構が実施。受付業務は受託金融機関が実施。)

○ 貸付条件

① 償還方法

- ・現在は、「全額償還」(年金の全額を返済に充当)又は「半額償還」(年金の半額を返済に充当)を制度利用者が選択。
- ・平成17年10月より、制度利用者が一定の返済額(1万円単位、2ヶ月毎の年金支給額の1割が下限)を選択する「定額償還」に改める予定。

② 貸付限度額

- ・全額償還：年間の年金支給額の1.5倍以内
- ・半額償還：年間の年金支給額の範囲内
- ・定額償還：年間の年金支給額の1.2倍以内であり、年金が支給される2ヶ月毎の返済額の12倍以内
→さらに、いずれの場合も、10万円から250万円の範囲内の額を貸付。

③ 貸付金利(平成17年4月15日以降)

- 1. 4% (財政融資資金からの借入金利+事務費相当分)

○事業実績としては、貸付件数、金額ともここ数年伸びており、平成16年度(速報値)には約21万件、2,398億円の貸付を実施。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度 (速報値)	累計	平成16年度末残高 (速報値)
件数(千件)	195	205	211	2,789	309
金額(億円)	2,327	2,364	2,398	30,389	2,191

(2) 生活保護制度と年金担保貸付制度間の問題について

【生活保護と年金担保貸付との関係における問題】

- 年金担保貸付制度は、借受人の年金が直接(独)福祉医療機構に支払われて返済に充てられるため、年金担保貸付を受けている被保護者については年金を収入認定できない。



年金担保貸付を受け、借入金を全て借金の返済や遊興等により費消した後、生活に困窮したとして生活保護を受給することを繰り返す例も見られる

→ 全額税を原資とし、国民の最低生活を保障することを目的とする生活保護制度の趣旨に著しく悖るもの。

(参考) ① 65歳以上の被保護者のうち、年金担保貸付制度を利用している者の割合 0. 90%

② ①に該当する者のうち、過去にも年金担保貸付制度を利用することにより生活保護に陥ったことがある者の割合 24. 30%

(※ 平成14年に厚生労働省保護課が14道都県・6市を対象に行った「年金担保貸付制度の利用者に係る生活保護の適用状況調査」の結果に基づく推計)

- また、年金担保貸付制度は、利用者の選択により年金の全額又は半額を返済に充てるものであり、返済期間中に生活困窮に陥る例も見られる。

【現行の対応】

- 年金担保貸付制度は、年金受給者の不意の事情による一時的な資金需要(生活、住居、医療等の支出のための資金需要)に対し、低利で貸付を行うものであり、年金受給者の利便に資する制度である。
- 年金担保貸付後の生活保護受給等を防止するため、貸付申請者に対して、受付窓口((独)福祉医療機構から業務委託を受けた金融機関)において、「償還期間中の生活に支障が生じないよう十分に検討した上で利用すること」、「生活保護受給中である場合は、年金担保貸付が生活保護の受給に影響する可能性があるため、福祉事務所に相談した上で借入申込を行うこと」をパンフレット等により説明しているところ。
- 年金担保貸付制度の利用者が無理のない返済額を選択できるよう、平成17年10月から定額償還制度の導入を行う予定であり、更なる改善案についても検討中。

3 医療扶助・介護扶助の在り方

1 医療扶助の概要

(1) 被保護者の医療については、医療扶助で対応

※ ただし、他法他施策優先により、公費負担医療が適用される者や被用者保険の被保険者又は被扶養者となっている者については、一部負担、入院時食事療養費の標準負担額・患者負担分が医療扶助の給付対象。

※ なお、被保護者については、国民健康保険法の被保険者から除外されている（国民健康保険法第6条第6号）ため、ほとんどの被保護者については、医療費の全額を医療扶助で負担。

＜参考＞被保護者の被用者保険加入率 3.2%（平成13年被保護者全国一斉調査）

(2) 原則として現物給付

(3) 指定医療機関の指定

医療の給付は、生活保護法の指定を受けた医療機関等に委託して実施

(4) 診療内容及び費用

原則として、医療保険と同等の医療を給付し、費用は医療保険の診療報酬により算定

(5) 受診手続き

被保護者が医療を受けるためには、福祉事務所の事前チェックを受ける。

（医療機関の医療要否意見書を徴収、受診月毎に医療券（傷病名、受診医療機関名を記載）を交付）

→ 医療保険のように保険証により自由に受診できる制度とはされていない

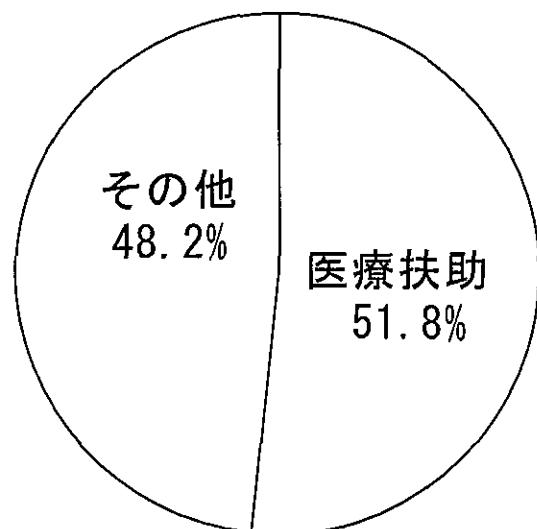
(6) 医療扶助適正化対策の概要

区分	問題点	対応策	効果額等
入院患者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ いわゆる社会的入院患者の存在 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期入院患者の退院促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院期間が180日以上の者について、主治医との意見調整を行い、入院継続を要しない者に対して退院を指導。 ・ 入院基本料が特定療養費化となる者を対象として、退院後の受入先の確保について、確認及び指導・援助を行う。 ○ 退院促進個別援助事業(平成16年度新規補助事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的入院患者の退院阻害要因を把握し、患者の状態に即した適切な退院先の確保及び退院後の生活に必要なサービスのコーディネイトを行うなど、その退院阻害要因の解消に向けた支援を行う。 	<p>15年度推計額 113百万円／月 (340人×332千円)</p> <p>(基礎データ) ・ 平均入院医療費 332千円／月 (医療扶助実態調査)</p> <p>・ 指導による退院者数 4,035人 (1月あたり340人)</p>
外来患者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期外来患者の存在 ○ 頻回受診者の存在 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期外来患者実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一疾病により1年以上継続して受療している者について、患者の状況に応じた療養指導、就労指導等の実施。 ○ 頻回受診者に対する適正受診指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診日数15日以上の3カ月以上続いた者について、主治医訪問等により頻回受診であるか否かを確認した上で適正な受診を指導。 	<p>指導・措置人数 44,066人 (うち就労 2,726人)</p> <p>頻回受診者数 1,343人 1人あたり効果日数 4.8日／月 (15年度実績)</p>
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な医療費の支払 	<ul style="list-style-type: none"> ○ レセプト点検 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護費補助金により、点検業者への委託、点検調査員の雇用等による点検の高度化を図っている。 ○ 指定医療機関に対する指導・検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別指導（事務、診療状況等の確認・指導） ・ 検査（不正請求の疑いがある場合等） 	<p>過誤調整額 87億円 過誤調整率 0.75% (14年度実績)</p>

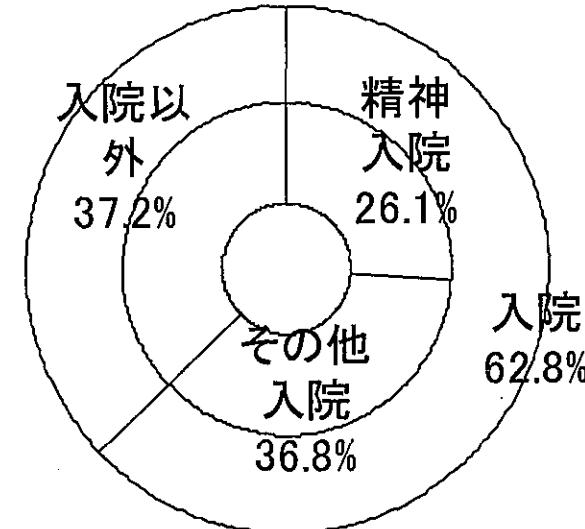
2. 医療扶助費の現状

- 生活保護費23, 881億円(平成15年度)のうち、医療扶助費は12, 361億円(51. 8%)
- 医療扶助費のうち、入院医療費は7, 769億円(62. 8%)、入院外医療費は4, 592億円(37. 2%)
- 精神障害に係る入院医療費は3, 224億円(26. 1%)
- 医療扶助費は、国民医療費全体と比べ、精神障害に係るもの割合が大きなウエイトを占めており、全年齢では27. 7%(国民医療費の場合7. 4%)、70歳未満では33. 3%(国民医療費の場合9. 1%)

生活保護費の内訳(平成15年度)

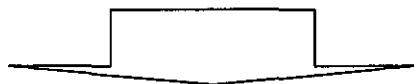


医療扶助費の内訳(平成15年度)



3. 今後の医療扶助の在り方

- ・ 医療扶助の給付に際しては、個別ケース毎に福祉事務所の適切な事務実施や関係者とのきめ細かな連携が不可欠。
- ・ 地方自治体における医療提供体制と医療扶助の実施状況の間には統計的な相関。
- ・ 入院の長期化防止や長期入院患者の退院促進、疾病予防・健康増進や介護予防の活用も、医療扶助の適正化に有効。



○ 医療扶助の給付における福祉事務所の役割・責任についてどう考えるか。

○ 医療計画(病床数、医療機関間の連携)、健康増進計画、介護保険事業支援計画等の作成主体である都道府県の医療扶助適正化における役割・責任についてどう考えるか。

○ 我が国の医療は国民皆保険制度を基本にしており、被保護者もその中で対応するという考え方もあり得るが、それについてどう考えるか。

4 介護扶助の概要

(1) 介護扶助の対象者

① 65歳以上の者

介護保険の被保険者（1号被保険者）となるため、介護保険の自己負担部分を介護扶助により負担

※自己負担部分＝費用の1割及び介護保険施設における食事の標準負担額（②において同じ）

② 40歳以上65歳未満の医療保険加入者（2号被保険者）であって、特定疾病により要介護又は要支援の状態にある者

介護保険の自己負担部分を介護扶助により負担

③ 医療保険未加入の40歳以上65歳未満の者であって、特定疾病により要介護又は要支援の状態にある者

介護保険の被保険者（2号被保険者）とならないため、介護費用の全額を介護扶助により負担

(2) 介護扶助の方法

現物給付（ただし、住宅改修、福祉用具購入等は金銭給付）

(3) 指定介護機関の指定

介護扶助による介護の給付は、生活保護法の指定を受けた事業者等に委託して実施

(4) 介護扶助の内容

基本的に介護保険の保険給付の対象となるサービスと同内容（ただし、一部最低限度の生活にふさわしくないもの（特別な居室、療養室、病室の提供）は介護扶助の対象外）

※介護保険の保険料及び介護保険施設入所者日常費については生活扶助により対応

(5) 介護扶助の状況

年度	介護扶助人員（年度平均）	介護扶助費（総額）
12	66,832人	143億円
13	84,463人	222億円
14	105,964人	291億円
15	127,164人	358億円

4 住宅扶助の在り方

1 住宅扶助の概要

○ 住宅扶助の目的

家賃等住宅の確保に必要な経費について、一定の範囲内でその実費を支給するために住宅扶助を設けている。

○ 住宅扶助の方法

国が都道府県、指定都市及び中核市ごとに設定している基準額の範囲内で、家賃等の「実費」を、被保護者に対して原則として現金給付。

なお、基準額の設定に当たっては、一般低所得世帯との均衡等を考慮。

【平成17年度住宅扶助基準額（特別基準・単身世帯）】

53,700円以内（東京都1・2級地）～21,300円以内（富山県3級地）

○ 住宅扶助の動向

- ・住宅扶助受給世帯 723,287世帯（平成15年度）（被保護世帯数の76.8%）
- ・住居の種類別の被保護世帯割合（平成14年度）

持ち家 9.1%	公営住宅 21.6%	貸家賃間 55.6%
その他（入院・入所等） 13.7%		
- ・平成15年度住宅扶助費 2,823億円（生活保護費総額の11.8%）

(参考)

住居の種類別における世帯類型別の被保護世帯数及び割合

(単位：世帯数、%)

		総数	持ち家	公営住宅	借家	借間	その他
被保護世帯数	総 数	838,550	76,580	181,240	419,540	46,480	114,710
	高齢者世帯	398,200	42,520	85,680	196,020	19,570	54,410
	母子世帯	69,350	650	22,070	40,650	3,780	2,200
	傷病・障害者世帯	307,860	27,770	56,910	149,390	18,920	54,870
	障害者世帯	91,090	7,190	16,360	42,200	5,760	19,580
	傷病者世帯	216,770	20,580	40,550	107,190	13,160	35,290
	その他世帯	63,140	5,640	16,580	33,480	4,210	3,230
構成割合	総 数	100.0%	9.1%	21.6%	50.0%	5.5%	13.7%
	高齢者世帯	100.0%	10.7%	21.5%	49.2%	4.9%	13.7%
	母子世帯	100.0%	0.9%	31.8%	58.6%	5.5%	3.2%
	傷病・障害者世帯	100.0%	9.0%	18.5%	48.5%	6.1%	17.8%
	障害者世帯	100.0%	7.9%	18.0%	46.3%	6.3%	21.5%
	傷病者世帯	100.0%	9.5%	18.7%	49.4%	6.1%	16.3%
	その他世帯	100.0%	8.9%	26.3%	53.0%	6.7%	5.1%

(資料) 平成14年度被保護者全国一斉調査(個別調査)

(注) その他については、世帯全員が入院・入所している世帯であって帰省先のない世帯を含む。

住居の種類別における都道府県別の被保護世帯数及び割合

(参考)

[単位:世帯数, %]

	総 数	持ち家		公営住宅		借家		借間		その他	
		持	有	公	営	住	宅	借	家	借	間
全 国	838,550	76,580	9.1%	181,240	21.6%	419,540	50.0%	46,480	5.5%	114,710	13.7%
北海道	75,250	4,420	5.9%	20,280	27.0%	36,470	48.5%	6,560	8.7%	7,520	10.0%
青 森	14,200	2,950	20.8%	2,010	14.2%	5,770	40.6%	1,920	13.5%	1,550	10.9%
岩 手	5,840	1,510	25.9%	1,160	19.9%	2,130	36.5%	440	7.5%	600	10.3%
宮 城	9,760	1,200	12.3%	2,330	23.9%	3,800	38.9%	1,400	14.3%	1,030	10.6%
秋 田	7,530	2,330	30.9%	970	12.9%	2,850	37.8%	290	3.9%	1,090	14.5%
山 形	3,430	770	22.4%	550	16.0%	1,090	31.8%	360	10.5%	660	19.2%
福 島	8,680	1,250	14.4%	2,320	26.7%	2,950	34.0%	660	7.6%	1,500	17.3%
茨 城	9,050	1,430	15.8%	1,310	14.5%	4,190	46.3%	390	4.3%	1,730	19.1%
栃 木	6,880	960	14.0%	990	14.4%	3,030	44.0%	620	9.0%	1,280	18.6%
群 馬	5,610	420	7.5%	1,170	20.9%	2,920	52.0%	90	1.6%	1,010	18.0%
埼 玉	24,960	1,230	4.9%	2,670	10.7%	16,330	65.4%	880	3.5%	3,850	15.4%
千 葉	22,510	1,380	6.1%	2,800	12.4%	11,500	51.1%	3,340	14.8%	3,490	15.5%
東 京	115,910	2,190	1.9%	23,000	19.8%	62,690	54.1%	9,200	7.9%	18,830	16.2%
神奈川	54,950	1,740	3.2%	8,540	15.5%	30,050	54.7%	3,120	5.7%	11,500	20.9%
新潟	7,750	1,200	15.5%	1,450	18.7%	2,830	36.5%	940	12.1%	1,330	17.2%
富 山	1,830	250	13.7%	400	21.9%	350	19.1%	250	13.7%	580	31.7%
石 川	3,570	350	9.8%	470	13.2%	890	24.9%	290	8.1%	1,570	44.0%
福 井	1,620	190	11.7%	410	25.3%	600	37.0%	50	3.1%	370	22.8%
山 粿	2,260	220	9.7%	370	16.4%	830	36.7%	130	5.8%	710	31.4%
長 野	4,530	370	8.2%	1,330	29.4%	1,390	30.7%	50	1.1%	1,390	30.7%
岐 阜	4,170	370	8.9%	690	16.5%	2,030	48.7%	440	10.6%	640	15.3%
静 岡	9,420	530	5.6%	1,680	17.8%	4,460	47.3%	860	9.1%	1,890	20.1%
愛 知	23,190	860	3.7%	5,490	23.7%	11,590	50.0%	630	2.7%	4,620	19.9%
三 重	7,890	1,560	19.8%	1,600	20.3%	3,330	42.2%	160	2.0%	1,240	15.7%
滋 賀	4,290	770	17.9%	1,370	31.9%	1,380	32.2%	260	6.1%	510	11.9%
京 都	26,340	2,000	7.6%	6,470	24.6%	12,630	47.9%	1,090	4.1%	4,150	15.8%
大 阪	110,820	11,560	10.4%	19,290	17.4%	69,750	62.9%	2,740	2.5%	7,480	6.7%
兵 庫	43,610	1,950	4.5%	17,900	41.0%	19,230	44.1%	750	1.7%	3,780	8.7%
奈 良	8,840	910	10.3%	2,690	30.4%	3,890	44.0%	360	4.1%	990	11.2%
和 歌 山	6,750	820	12.1%	1,410	20.9%	3,450	51.1%	200	3.0%	870	12.9%
鳥 取	2,720	480	17.6%	580	21.3%	1,140	41.9%	60	2.2%	460	16.9%
島 根	2,570	720	28.0%	580	22.6%	670	26.1%	60	2.3%	540	21.0%
岡 山	11,020	1,570	14.2%	1,940	17.6%	5,800	52.6%	270	2.5%	1,440	13.1%
広 島	17,960	1,370	7.6%	3,690	20.5%	10,410	58.0%	340	1.9%	2,150	12.0%
山 口	9,980	1,230	12.3%	2,720	27.3%	4,090	41.0%	400	4.0%	1,540	15.4%
徳 島	6,950	1,580	22.7%	2,140	30.8%	1,980	28.5%	240	3.5%	1,010	14.5%
香 川	5,700	680	11.9%	2,080	36.5%	1,940	34.0%	260	4.6%	740	13.0%
愛媛	10,120	980	9.7%	1,450	14.3%	5,870	58.0%	480	4.7%	1,340	13.2%
高 知	10,250	1,700	16.6%	2,210	21.6%	5,100	49.8%	230	2.2%	1,010	9.9%
福岡	56,730	6,060	10.7%	16,990	29.9%	23,070	40.7%	3,240	5.7%	7,370	13.0%
佐賀	3,940	660	16.8%	780	19.8%	1,600	40.6%	100	2.5%	800	20.3%
長崎	12,780	2,180	17.1%	2,220	17.4%	6,340	49.6%	320	2.5%	1,720	13.5%
熊本	11,100	2,030	18.3%	2,240	20.2%	5,470	49.3%	250	2.3%	1,110	10.0%
大分	9,960	1,550	15.6%	1,780	17.9%	4,760	47.8%	350	3.5%	1,520	15.3%
宮崎	8,240	1,330	16.1%	1,760	21.4%	3,870	47.0%	140	1.7%	1,140	13.8%
鹿児島	15,200	3,610	23.8%	3,470	22.8%	6,180	40.7%	270	1.8%	1,670	11.0%
沖縄	11,890	1,160	9.8%	1,490	12.5%	6,850	57.6%	1,000	8.4%	1,390	11.7%

(資料) 平成14年度被保護者全国一斉調査(個別調査)

(注) その他については、世帯全員が入院・入所している世帯であって帰省先のない世帯等を言う。